

土木設計業務等委託契約書作成の留意事項

【土木設計業務等委託契約書の削除条項】

| 契約金額（消費税込） | 100万円未満 | 100万円以上 |
|---|---|--|
| 土木設計業務委託契約書 | 第4条、第12条、第21条第1項、第27条、第29条第3項、第30条、第35条、第36条、第37条、第37条の2※、第38条の2・3・4※、第39条第1項中「第35条、第37条の2又は」※、第42条の3第2項、第46条第1・2・4・5・6項、第46条の2、第46条の3第1項中「第35条第6項、」及び「、第46条第1項、同条第2項」 | 第4条、第12条、第21条第1項、第27条、第29条第3項、第30条、第35条第4項中「第37条の2又は」、第37条の2※、第38条の2・3・4※、第39条第1項中「、第37条の2」※、第42条の3第2項、第46条第4・5・6項 |
| 測量業務等委託契約書 （地質調査の場合もこの契約書になる。） | 第4条、第10条、第11条、第35条、第36条、第37条、第37条の2※、第38条の2・3・4※、第39条第1項中「第35条、第37条の2又は」※、第42条の3第2項、第46条第1・2項、第46条の2、第46条の3第1項中「第35条第6項、」及び「、第46条第1項、同条第2項」 | 第4条、第10条、第11条、第35条第4項中「第37条の2又は」、第37条の2※、第38条の2・3・4※、第39条第1項中「、第37条の2」※、第42条の3第2項 |
| 土木設計・測量業務等委託契約書 （土木設計、地質調査の場合もこの契約書になる。） | 第4条、第35条、第36条、第37条、第37条の2※、第38条の2・3・4※、第39条第1項中「第35条、第37条の2又は」※、第42条の3第2項、第46条第1・2項、第46条の2、第46条の3第1項中「第35条第6項、」及び「、第46条第1項、同条第2項」 | 第4条、第35条第4項中「第37条の2又は」、第37条の2※、第38条の2・3・4※、第39条第1項中「、第37条の2」※、第42条の3第2項 |
| 委託契約書（基準契約書D） （用地補償、用地調査の場合で、個人情報取扱特記事項を別記として添付する場合は、第18条を追加した20条まであるものを使用すること。） | 第9条、第11条、第12条の2、第14条 | 第11条、第14条 |
| 現場技術業務委託契約書 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の保証を免除するときは契約書頭書4を「免除」に訂正し、第4条及び第21条の3第2項を削除 ・ 期間ごとの精算払いを求めない場合、第17条中「別表に定める期間ごとに、」、第18条中「別表に定める期間分の」及び別表を削除 | |

※ 第37条の2(部分払)は、明確に既済部分の成果物が提出書類され確認が可能な業務に限り適用される。

※ 債務負担行為に係る委託契約の場合、第38条の2・3・4は削除しない。

※ 平成28年4月1日以降使用の契約書の主な改正事項 遅延利息率の変更： 2.9% → 2.8%

【平成28年4月1日以降契約分】

